第５回食品の表示制度に関する懇談会の概要について＜速報版＞
（平成１４年7月３０日）

１．委員の出欠

委員２０名中１６名が出席された。

※欠席者・・・江口委員、垣添委員、玉木委員、山中委員

２．資料説明

資料２　中間取りまとめ（案）について説明

資料説明の後、中間取りまとめ（案）について議論が行われた。主な意見は次のとおりである。

（２．食品表示制度の目的）

○目的のところにある３つ目の目的は、目的というよりあるべき姿の記述ではないか。
○安全、安心、良質な食品を消費者が選択しうるということが一番の目的であって、２つめと３つ目はそれを達成するための手段という位置付けではないか。
○「表示の目的」と「表示制度の目的」とは異なる。表示制度の目的ということなら３つ目の目的も必要である。
○表示制度の目的ということならば、３つ目の目的も逃すべきではない。
○「表示の目的」と「表示制度の目的」とを分けるのは良い考え。「表示の目的」であれば、消費者の選択に資するという一元的な目的になると考えられる。「表示制度の目的」であれば、３つ目も３つの制度がある以上外せない。ただ、「表示制度の目的」であっても現行の３つの行政組織を前提として３つにわけるのはどうかと思う。
○前回の議論では「表示の目的」となっていたため、消費者の選択で一本化されるものと思っていたが、今回「表示制度の目的」となっているので考え直す必要がある。

【２．については議論がつきないため、一度先に進み、最後に立ち返って議論することとなった。】

(３．現行の食品表示制度の問題点)

○「安全」に関する表示という表現になっているが、表示を見て安全性を判断するというのはおかしい。「衛生上の危害の発生の防止」に関する表示という表現とすべき。
○表示には、対消費者の側面と対事業者の側面がある。後者は、皆の目に触れさせ透明性を高めることで、法律の執行をきちんと行わせるということである。表示制度に様々な目的があるのであれば、表示についても「安全」に資するものとそうでないものの２つがあることになるのではないか。

○この懇談会は表示自体ではなく表示制度をどうしていくのかという観点が入るべき。｢安全性｣と｢消費者の選択にどう資するのか」の２つは両方必要。
○｢安全｣に関する表示､｢品質｣に関する表示がオーバーラップしているという書き方をしなくても、食衛法の表示とＪＡＳ法の表示とがオーバーラップしていると書けばよいのではないか。

（４．表示項目の見直し）

(1)義務表示
○義務表示項目について「イ）多くの消費者にとって商品選択の上で特に重要なもの」とあるが、｢特に」は不要ではないか。｢特に重要なもの」を選ぶのが大変だ。
○具体的な事項については、別の場所で別途検討するということになるだろう。
○「この懇談会とは別の場で更に検討」とあるが、新たに委員会を作るのではなく、例えば今あるＪＡＳ調査会や薬事・食品衛生審議会を効率的に使っていくべきではないか。
○義務表示項目について「ア）食品の安全性に関するもの」と「イ）多くの消費者にとって商品選択の上で特に重要なもの」とあるが、ア）のみに該当するような表示は少ない。表示制度の目的の一番に消費者の商品選択に役立つことが挙がっており、ア）とイ）を逆にすべき。
　検討の場についてははっきりと書かない方がよい｡来年食品安全行政が変わることになっているが、統一的な食品表示の検討が必要であり、既存の会議で議論すると縦割り行政の弊害が続いてしまう。全く新しい組織で検討すべき。
○「安全に関する表示」とか「商品の選択に資する表示」という語を使うならどういった意味で用いているのか定義すべき。
　懇談会とは別の場で具体的に検討するというのは重要だが、どのような場で議論するのかが良くわからない。
　「インターネットの活用等」と書かれているが、一般の消費者にとってインターネットが一般的なのか、という問題がある。
○義務表示項目についてのア）とイ）の順番については、食品はやはり安全性の確保が前提で、その中で選択していくということだから、原案のままで良いと考える。
　インターネットのほか、バーコードの活用といった方法もあり､｢情報機器の活用」といった表現にすべきではないか。
○表示については事業者に安全な食品を提供させるという目的があり、消費者の商品選択とは別に考えるべき。｢商品の選択」の中では安全に関する問題が最優先なのは間違いない。そうすると、義務表示項目についてのア）・イ）が出てくる文章とその前の文章との繋がりが少し悪い。
○義務表示の記載方法についてのア）とイ）は対立するものではない。ア）については、これまで積み重ねてきた義務表示を安易に削るべきではない、ということであって、およそ全て書くべきという議論にはなっていなかったはず。
○食品添加物や遺伝子組換え食品は安全だから認可されているのであって、消費者から見れば食品添

加物や遺伝子組換え食品の表示は「安全」とは関係ないはず。
○表示の役割については、消費者にとって商品選択に資する。しかし、表示の目的と表示制度の目的とは異なるものであるから、事業者の側に安全性を担保させるものでもあり、消費者の立場だけにはとどまらないので、添加物や遺伝子組換え食品の表示も「安全」と関係がある。
○事業者に対して安全を確保させるために表示させるという趣旨と、消費者がより健康なものを選ぼうとする際に役立つという趣旨との両側面があり、安全性に関する表示も、対消費者だけでなく、食品の安全性確保の全体の中に位置付けて考える必要がある。
　期限表示やアレルギー表示については、購入時点の商品選択に資するという面もあるが、購入後摂取段階で選択・決定することに資する面もあり、いわば取扱説明書のような安全性確保のための情報提供の面もある。
○安全性も消費者にとって重要であるから、義務表示項目についてア）とイ）といった形で分けて対立的にすべきではないと考える。
○義務表示項目のア）とイ）を並列のものにするか一つの概念にまとめるかについては、区別はつけられないがそれぞれ特質があるということだと考える。
○制度としては、表示が①生産者が安全な食品を提供することと、②消費者の選択に資することをそれぞれ保証するものであって、これらは対立するものではなく、並列すべき概念と考える。
○義務表示に関連して、個別項目なのでこの場で議論頂くということではないが、「別の場」において議論いただきたいこととして、①原料原産地表示について加工度の低い加工食品への拡大、②ファーマーズマーケットでの販売について義務表示を簡便化できないか、の２点があるので確認的に要望しておきたい。

(2) 任意表示
○必ずしも公正競争規約が消費者にとってプラスになっているかというとそうとも限らない。公正競争規約は業界の都合になりがちであり、見直しも必要。「公正競争規約の見直し、策定」とすべき。
○消費者は景表法に期待しており、公正競争規約だけでなく４条３号の規定の活用もあり、この部分はもう少し書き込むべきではないか。また、当たり前かもしれないが、取りまとめ案に「任意表示であっても消費者に誤認を与えないように」などの文言を加えてはどうか。
○景表法上、どのような場合に誤認を与えるのか具体的な例示を示してほしい。

(3) 用語、定義の統一等
○製造年月日の記述は、個別事項であり、この懇談会の報告にはなじまないので削除すべき。どうしても記述するのであれば、これまでの経緯を記述すべき。
○原案の表現で十分と考える。
○製造年月日表示については、食品技術の進歩により製造年月日だけでは賞味期限の判断が困難なこと、過度の深夜製造や返品の誘因となっていること、国際的な整合性を図る必要があることから平成６年に見直した経緯があることに留意が必要。

○原案の表現は事実であり、何ら問題ない。それを通知でぐちゃぐちゃにしたことが問題。義務ではなく任意表示なので問題ないのではないか。
○製造年月日表示について、ここに記述するのは唐突。他の部分で書くことが適当。
○定義や用語がばらばらなのが問題なので、期限表示等を特別取り出すのではなく、もっと包括的な表現にすべき。
○期限表示が分かりにくいことが今回の表示見直しの最大の問題。製造年月日表示が任意であることを確認することは大事な問題であり、どこかでふれておくべき。
○任意であっても、流通等から要請され実際は義務に近くなるとの話を聞く。限られたスペースにわかりやすく表示する観点から、併記は難しい。製造年月日と期限表示とがあれば、消費者は製造年月日を見るが、製造年月日表示には、一日でも古い食品が無駄になる、店員にいちいち賞味期限を聞かなければならなくなるといった問題もあり、期限表示によることが適当と考える。
○期限表示に関する関心は高く、記載するべきである。
○期限表示については既に実行されており、ここで議論すべきではないが、我々は製造年月日、消費期限両方の情報がほしいと主張してきた。製造年月日表示が任意であるのは事実であり、原案のとおり残してほしい。
○製造年月日表示について、期限表示の検討の際我々は最終的に任意表示ということで納得したが、その後行政指導が出され裏切られた思いがあるので、記述してほしい。
○期限表示についてはこの場で話しても結論の出るものではなく、後日専門機関で検討してもらった方がよい。包括的記述を支持。
○(3) の２パラの記述を１パラとし、その後に１パラの「消費期限や賞味期限、～」を例示にしてはどうか。その際、「なお、製造年月日表示については、～」は(4) に移す。
○製造年月日表示については、(4) で両論併記としてはどうか。

（６．表示違反の監視、是正のための措置）

○「（３）事業者の自主的な取組み」の①～⑤の記述は、自主的な取組みを「強制」させるように読めてしまうので、削除すべき。事業者を信用して欲しい。
○ここに書くことに賛成。これまでのことを考えると、このくらい書かなければ、守られないのではないかと思う。
○せっかく業界内がまとまっていこうというときに、「手取り足取り」では、せっかくの機運に水を注す。
○「行動規範」については、事業者はすでに作っているところもあるのだから、書いても構わないのではないか。
○自主的な取組みを規制する方向に流れないかが心配。あくまでも自主的な取組みということで、ご理解頂きたい。
○この部分の記述は、国民生活審議会の「自主行動基準の指針」と連動しているものと考えることが

できる。これは、事業者に対する、コンプライアンスの「要請」である。事業者は、行政の決めたルールを守ってさえいれば良いというのではなく、自主的な取組みをしていくべきということであって、これで事業者を縛ろうという意味ではない。
○事業者は、規模も業種も様々である、企業の独自性というものを尊重して欲しい。
○まともな企業は、これまでもあえて言われなくても自主的な取組みをやってきたはず。ここでは、具体的な規範の内容について義務付けているのではなく、「規範を作成するときにはこういう点に気をつけて」という提言のようなものである。全く「お任せ」であると、何も変わらない危険性がある。
○（３）のタイトルの「自主的な」を削除してはどうか。
○自主性の尊重は重要であるが、ここに書かれている内容は、事業者にとって非常に参考になるということも確か。しかし、決め付けているような表現なので、①と②はそのままにしておくことにして、③以下については、トーンを弱めてまとめて記述するというのはどうか。
○8 ページ「一方で・・・」以下のセンテンスは削除すべき。
○法令遵守は当たり前の話だが、行動規範には、法令遵守のために策定する面と、それを超えて事業者としてのモラルをアピールするために策定する面があるので、行動規範は作ればいいというものではなく、企業のトップの認識やチェック機能の整備等が重要。

（７．組織・法律の見直し）

○まず、この項のタイトルは、組織と法律を逆にすべきである。まず法律があり、それに見合う組織ができる。そもそも総合的な「食品表示」の概念がはっきりしない。いずれにせよ、何となく現行の各制度の整合を取って積み重ねるのではなく、食品表示の概念を明確化した上で抜本的見直しを望む。食品安全委員会などでも抜本的に考えるべき。
　一方、この懇談会の場で概念についての合意をみることはできないと思われるため、この「取りまとめ」に盛り込むのは難しい。それでも、「統一的な法制度を」という要望くらいは書けるのではないか。
○組織の一元化は、人も削減されるかもしれないし組織もスリム化されるのだから行政機構の肥大化につながるとは考えにくいため、9 ページの「また、行政機構の肥大化抑制の観点からも・・・」以降のセンテンスは削除すべき。
○食品安全基本法で「わかりやすい表示」を消費者の権利としてうたい、食品表示法を作り、それを担う組織を作る。組織の一元化が行政の肥大化を招くとは思えない。
○組織・法律の全面的な改廃は膨大な作業となる。二段式ロケットのように、関係者の連携のような当面やるべきことをまず記述するとともに、組織・法律の一元化についても、少なくとも、将来的な宿題として書き込むべき。例えば、７の前文に入れてもよい。
○9 ページの７（２）の下から 3 行目については、「食品表示『制度の運用』が適切に行われることが重要・・・」が正しいのではないか。
○表示それ自体と、表示制度の運用の両方について適切であることが必要である。

○食品は生産から流通、消費と流れがあり、表示は生産者と消費者を結ぶ接点の１つである。表示は食品に関する行政の一部であり、表示のみに焦点をあてて一本化すると、逆に他の重要な分野がバラバラになるおそれがある。表示を含めた食品に関する行政全般について検討することなしに表示について組織・法律の一本化を記述することは不適当。
○やれるところから手を打つことも大切だが、少なくとも、将来にバトンタッチする責任がこの懇談会にはあるのではないか。

（８．おわりに）
○食品の安全性に関連して、「国際的な整合性」は無視できない。どこかに記述しておくべき。

（「２．食品表示制度の目的」に立ち返って）
○「食品の表示制度に関する懇談会」なのであるから、「表示制度の目的」について検討するということで割り切ってしまい、原案のまま３つの目的とすることが適当。
○商品選択からはずれた「安全」もあるものの、安全であることも商品選択に含まれるという考え方からすれば、「選択」が先に来るべきだ。
○「表示制度の目的」について議論したのだということを明記しないと、これを読む人が、「表示の目的」について議論したものと誤解をするのではないか。
○「表示の目的」ではなく「表示制度の目的」を議論したという一文をどこかに加えればいいのではないか。

　なお、中間取りまとめ（案）については、本日の議論を踏まえ必要な修正を加えた後、座長の了解を得て委員に送付し、8 月中下旬を目途に公表することとなった。
　また、今後のスケジュールとしては、中間取りまとめ公表後パブリックコメントを実施するとともに、秋に懇談会を開催し、中間取りまとめやパブリックコメントを踏まえた役所の検討状況等について事務局から報告することとなった。